

不利益処分の処分基準

処 分 名		土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付		
根拠法令及び条項		土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 110 条第 1 項		
所 管 部 課 名		都市計画部 区画整理課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	・ 土地区画整理法第 94 条 ・ 多治見都市計画事業多治見駅北土地区画整理事業施行条例(平成 11 年条例第 38 号)第 6 章		
	基 準	多治見都市計画事業多治見駅北土地区画整理事業施行条例第 6 章 清算の規定による。		
	設定年月日	平成 12 年 11 月 10 日	最終変更年月日	
	備 考			